

経済産業省告示第百九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を次のように定めたので、告示する。

平成二十四年四月二十七日

経済産業大臣 枝野 幸男

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置

エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者（以下「小売事業者」という。）は、次のとおり、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

1 エアコンディショナー

1 - 1 表示事項

エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のものをいう。以下同じ。）の小売事業者は、エアコンディショナーを販売しようとする場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンディショナーを販売しようとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ 省エネルギーラベル

ハ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（以下「年間の目安電気料金」という。）

1 - 2 遵守事項

- (1) 1 - 1のイに掲げる多段階評価は、1 - 3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 1 - 1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 1 - 1のハに掲げる年間の目安電気料金は、1 - 4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 1 - 1のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (5) 1 - 1のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所において1 - 5の注意事項を情報提供することとする。

1 - 3 多段階評価基準

日本工業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|----------------------|
| | 121パーセント以上 |
| | 114パーセント以上121パーセント未満 |
| | 107パーセント以上114パーセント未満 |
| | 100パーセント以上107パーセント未満 |
| | 100パーセント未満 |

1 - 4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本工業規格C9612 付属書3に基づき算出した期間消費電力量に22円を乗じたものとする。

1 - 5 注意事項

年間の目安電気料金は、以下の条件のもとで運転した時の期間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものです。外気温度のほかに、設定温度、使用時間、住宅性能、部屋の広さ等の実際の使用条件や電力会社等により年間の目安電気料金が異なります。

外気温度：東京をモデルとしています。
室内設置温度：冷房時 27 / 暖房時 20

期間：冷房期間 3.6 ヶ月（6月2日～9月21日）
 暖房期間 5.5 ヶ月（10月28日～4月14日）
 使用時間：6:00～24:00 の 18 時間
 住宅：平均的な木造住宅（南向）
 部屋の広さ：表 1 を参照下さい。

表 1 冷房能力（kW）に対する部屋の広さの目安

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 冷房能力（kW） | ～2.2 | 2.5 | 2.8 | ～3.6 | ～4.5 | 5.0 | 5.6 | 6.3 | 7.1 | 8.0 | 9.0 | 10.0 |
| 畳数（畳） | 6 | 8 | 10 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 | 23 | 26 | 29 | 32 |

年間の目安電気料金は東京の外気温度をモデルとしています。地域ごとの外気温度モデルに基づく年間の目安電気料金は、表 2 の地域係数が補正の目安となります。

表 2 エアコンディショナーの地域係数

| 地域 | 地域係数（冷房専用機） | 地域係数（冷暖兼用機） |
|-----|-------------|-------------|
| 東京 | 1.0 | 1.0 |
| 札幌 | 0.1 | 3.1 |
| 盛岡 | 0.4 | 2.3 |
| 秋田 | 0.4 | 1.9 |
| 仙台 | 0.4 | 1.6 |
| 新潟 | 0.7 | 1.5 |
| 前橋 | 0.8 | 1.4 |
| 松本 | 0.4 | 2.0 |
| 富山 | 0.7 | 1.5 |
| 静岡 | 0.9 | 0.8 |
| 名古屋 | 1.2 | 1.3 |
| 大阪 | 1.6 | 1.2 |
| 米子 | 0.9 | 1.3 |
| 広島 | 1.0 | 1.2 |
| 高松 | 1.2 | 1.2 |
| 高知 | 1.3 | 1.1 |
| 福岡 | 1.5 | 1.1 |
| 熊本 | 1.6 | 1.2 |
| 鹿児島 | 1.4 | 1.0 |
| 那覇 | 2.2 | 0.6 |

寒冷地においてエアコンディショナーの暖房能力が不足する場合は、エアコンディショナー以外の補助暖房（電熱ヒーター）の消費電力量を加算しています。

2 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具

2 - 1 表示事項

蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（令第 21 条第 3 号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯器具を除く。以下同じ。）の小売事業者は、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具を販売しようとする場合には、当該蛍光ランプのみを主光源とする照明器具に関する次の事項（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 22 年経済産業省告示第 54 号。以下 2 において「判断基準」という。）に規定する電球形蛍光ランプ及び判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のものについては、イを除く。）を表示することとする。ただし、中古の蛍光ランプのみを主光源とする照明器具を販売しようとする際には適用しない。

イ 多段階評価

ロ 省エネルギーラベル

八 年間の目安電気料金

2 - 2 遵守事項

- (1) 2 - 1 のイに掲げる多段階評価は、2 - 3 の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 2 - 1 のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 C 9901 に基づくものとする。
- (3) 2 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金は、2 - 4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 2 - 1 のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (5) 2 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所において 2 - 5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

2 - 3 多段階評価基準

日本工業規格 C 9901 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|----------------------|
| | 140パーセント以上 |
| | 127パーセント以上140パーセント未満 |
| | 113パーセント以上127パーセント未満 |
| | 100パーセント以上113パーセント未満 |
| | 100パーセント未満 |

2 - 4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

この式において、P 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：判断基準の 3 - 2 に規定する方法により算定した消費電力（単位 ワット）

Z：22（単位 円毎キロワット時）

2 - 5 注意事項

年間の目安電気料金は一般家庭での 1 日当たりの平均点灯時間約 5.5 時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。

3 テレビジョン受信機

3 - 1 表示事項

テレビジョン受信機（令第 21 条第 4 号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）の小売事業者は、テレビジョン受信機を販売しようとする場合には、当該テレビジョン受信機に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のテレビジョン受信機を販売しようとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

3 - 2 遵守事項

- (1) 3 - 1 のイに掲げる多段階評価は、3 - 3 の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 3 - 1 のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 C 9901 に基づくものとする。
- (3) 3 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金は、3 - 4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 3 - 1 のイからハまでに掲げる事項については、別表に定める様式により、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (5) 3 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所において、3 - 3 (2)

により多段階評価を表示するものにあつては3 - 5 (1)の注意事項を、3 - 3 (2) より多段階評価を表示するものにあつては3 - 5 (2)の注意事項をあわせて情報提供することとする。

3 - 3 多段階評価基準

(1) テレビジョン受信機であつて、ブラウン管を有するもの

日本工業規格C 9901 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|----------------------|
| | 127パーセント以上 |
| | 118パーセント以上127パーセント未満 |
| | 109パーセント以上118パーセント未満 |
| | 100パーセント以上109パーセント未満 |
| | 100パーセント未満 |

(2) テレビジョン受信機であつて、液晶パネルを有するもの又はプラズマディスプレイパネルを有するもの

日本工業規格C 9901 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|----------------------|
| | 155パーセント以上 |
| | 128パーセント以上155パーセント未満 |
| | 100パーセント以上128パーセント未満 |
| | 70パーセント以上100パーセント未満 |
| | 70パーセント未満 |

3 - 4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22経済産業省告示第24号）の2 - 1に規定する方法により算定したエネルギー消費効率（単位キロワット時毎年）

Z：22（単位 円毎キロワット時）

3 - 5 注意事項

年間の目安電気料金は一般家庭での1日当たりの平均視聴時間、平均待機時間等を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間視聴時間や電力会社等によって異なります。

4 電子計算機

4 - 1 表示事項

電子計算機（令第21条第6号に掲げる電子計算機をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電子計算機を販売しようとする場合には、当該電子計算機の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電子計算機を販売しようとする場合には適用しない。

4 - 2 遵守事項

4 - 1により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格C 9901 に基づくものとし、製品本体又はその近傍に表示することとする。

5 磁気ディスク装置

5 - 1 表示事項

磁気ディスク装置（令第21条第7号に掲げる磁気ディスク装置をいう。以下同じ。）の小売

事業者は、磁気ディスク装置を販売しようとする場合には、当該磁気ディスク装置の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の磁気ディスク装置を販売しようとする場合には適用しない。

5 - 2 遵守事項

5 - 1 により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格 C 9901 に基づくものとし、製品本体又はその近傍に表示することとする。

6 ビデオテープレコーダー

6 - 1 表示事項

ビデオテープレコーダー（令第 21 条第 9 号に掲げるビデオテープレコーダーをいう。以下同じ。）の小売事業者は、ビデオテープレコーダーを販売しようとする場合には、当該ビデオテープレコーダーに係る年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古のビデオテープレコーダーを販売しようとする場合には適用しない。

6 - 2 遵守事項

- (1) 6 - 1 により表示する年間の目安電気料金は、6 - 3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものと、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (2) 6 - 1 により年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所において 6 - 4 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

6 - 3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = [P_d + (P_t \times 23)] \times 365 \times Z / 1000$$

この式において、 P_d 、 P_t 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d ：電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）別表第 8 附表第 6 に規定する定格消費電力（単位 ワット）

P_t ：ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 11 年通商産業省告示第 196 号）の 3 に規定する方法により算定したエネルギー消費効率（単位ワット）

Z ：22（単位 円毎キロワット時）

6 - 4 注意事項

年間の目安電気料金は一般家庭での 1 日当たりの平均動作時間（1 時間）及び平均待機時間（23 時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画、再生時間や電力会社等によって異なります。

7 電気冷蔵庫

7 - 1 表示事項

電気冷蔵庫（令第 21 条第 10 号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気冷蔵庫を販売しようとする場合には、当該電気冷蔵庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷蔵庫を販売しようとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

7 - 2 遵守事項

- (1) 7 - 1 のイに掲げる多段階評価は、7 - 3 の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 7 - 1 のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 C 9901 に基づくものとする。
- (3) 7 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金は、7 - 4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものと、製品本体又はその近

傍に表示することとする。

- (5) 7 - 1 の八に掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所において 7 - 5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

7 - 3 多段階評価基準

日本工業規格 C 9901 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|----------------------|
| | 198パーセント以上 |
| | 165パーセント以上198パーセント未満 |
| | 133パーセント以上165パーセント未満 |
| | 100パーセント以上133パーセント未満 |
| | 100パーセント未満 |

7 - 4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：日本工業規格 C 9801(2006)の 15.消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：22（単位 円毎キロワット時）

7 - 5 注意事項

年間の目安電気料金は、電気冷蔵庫の平均的な使用実態（周囲温度 30 及び 15、冷蔵室の扉開閉 35 回/日等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

8 電気冷凍庫

8 - 1 表示事項

電気冷凍庫（令第 21 条第 11 号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気冷凍庫を販売しようとする場合には、当該電気冷凍庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷凍庫を販売しようとする場合には適用しないこととする。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安電気料金

8 - 2 遵守事項

- (1) 8 - 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 C 9901 に基づくものとする。
- (2) 8 - 1 のロに掲げる年間の目安電気料金は、8 - 3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (3) 8 - 1 のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (4) 8 - 1 のロに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所において 8 - 4 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

8 - 3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：日本工業規格 C 9801(2006)の 15.消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で

測定した数値のうち大きいもの)とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍庫にあつては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。(単位 キロワット時毎年)

Z : 22 (単位 円毎キロワット時)

8 - 4 注意事項

年間の目安電気使用料金は、電気冷凍庫の平均的な使用実態(周囲温度 30 及び 15、冷凍室の扉開閉 8 回/日等)を基準に算出した年間消費電力量(kWh/年)に 22(円/kWh)を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

9 ストープ

9 - 1 表示事項

ストーブ(令第 21 条第 12 号に掲げるストーブをいう。以下同じ。)の小売事業者は、ストーブを販売しようとする場合には、当該ストーブの省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のストーブを販売しようとする場合には適用しない。

9 - 2 遵守事項

9 - 1 により表示する省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070 に基づくものとし、製品本体又はその近傍に表示することとする。

10 ガス調理機器

10 - 1 表示事項

ガス調理機器(令第 21 条第 13 号に掲げるガス調理機器をいう。以下同じ。)の小売事業者は、ガス調理機器を販売しようとする場合には、当該ガス調理機器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のガス調理機器を販売しようとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 1 年間使用した場合の目安となる燃料使用量(以下「年間の目安燃料使用量」という。)

10 - 2 遵守事項

(1) 10 - 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070 に基づくものとする。

(2) 10 - 1 のロに掲げる年間の目安燃料使用量は、10 - 3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁(ただし、小数点以下 1 桁未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものである。なお、10 - 3 の(1)から(3)までにより算出されるこんろ部、グリル部及びオープン部の年間の目安燃料使用量についても、それぞれ表示することができる。

(3) 10 - 1 のイ及びハに掲げる事項については、製品本体又はその近傍に表示することとする。

(4) 10 - 1 のロに掲げる年間の目安燃料使用量の表示に当たっては、販売場所において 10 - 4 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

10 - 3 年間の目安燃料使用量の算出方法

年間の目安燃料使用量は、次の(1)から(3)までに基づいて算出したこんろ部、グリル部及びオープン部における年間の目安燃料使用量を合計したものである。

(1) こんろ部の年間の目安燃料使用量の算出方法

こんろ部の年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E_1(\text{都市ガス}) = 3040 /$$

$$E_1(\text{液化石油ガス}) = 1340 /$$

この式において、 E_1 (都市ガス)、 E_1 (液化石油ガス)及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_1 (都市ガス) : 燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量(単位 立方メートル毎年)

E_1 (液化石油ガス) : 燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量(単位 立方メートル毎年)

: ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成 16 年経済産業省

告示第 315 号) の 3 (1) に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 パーセント)

(2) グリル部の年間の目安燃料使用量の算出方法

グリル部の年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E_2 (\text{都市ガス}) = 0.0164 \times a$$

$$E_2 (\text{液化石油ガス}) = 0.00723 \times a$$

この式において、 E_2 (都市ガス)、 E_2 (液化石油ガス) 及び a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_2 (都市ガス) : 燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量 (単位 立方メートル毎年)

E_2 (液化石油ガス) : 燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量 (単位 立方メートル毎年)

a : ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 (平成 16 年経済産業省告示第 315 号) の 3 (2) に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 ワット時)

(3) オープン部の年間の目安燃料使用量の算出方法

オープン部の年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E_3 (\text{都市ガス}) = 0.00376 \times b$$

$$E_3 (\text{液化石油ガス}) = 0.00166 \times b$$

この式において、 E_3 (都市ガス)、 E_3 (液化石油ガス) 及び b は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_3 (都市ガス) : 燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量 (単位 立方メートル毎年)

E_3 (液化石油ガス) : 燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量 (単位 立方メートル毎年)

b : ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 (平成 16 年経済産業省告示第 315 号) の 3 (3) に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 ワット時)

10 - 4 注意事項

年間の目安燃料使用量は一世帯 3 人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

グリル部及びオープン部の年間使用回数は、それぞれ 209 回及び 48 回を基準としています。

11 ガス温水機器

11 - 1 表示事項

ガス温水機器 (令第 21 条第 14 号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。) の小売事業者は、ガス温水機器を販売する場合には、当該ガス温水機器に関する次の事項 (ガス暖房機器にあつては、省エネルギーラベルに限る。) を表示することとする。ただし、中古のガス温水機器を販売する場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安燃料使用量

11 - 2 遵守事項

(1) 11 - 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070 に基づくものとする。

(2) 11 - 1 のロに掲げる年間の目安燃料使用量は、11 - 3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁 (ただし、小数点以下 1 桁未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。) で表したものである。

(3) 11 - 1 のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍に表示することとする。

(4) 11 - 1 のロに掲げる年間の目安燃料使用量の表示に当たっては、販売場所において 11 - 4 の

注意事項をあわせて情報提供することとする。

11 - 3 年間の目安燃料使用量の算出方法

(1) ガス瞬間湯沸器（自然通気式）

年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E（都市ガス）= 8560 /$$

$$E（液化石油ガス）= 3780 /$$

この式において、 $E（都市ガス）$ 、 $E（液化石油ガス）$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E（都市ガス）$ ：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$E（液化石油ガス）$ ：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

η ：ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

(2) ガス瞬間湯沸器（強制通気式）

年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E（都市ガス）= 33100 /$$

$$E（液化石油ガス）= 14600 /$$

この式において、 $E（都市ガス）$ 、 $E（液化石油ガス）$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E（都市ガス）$ ：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$E（液化石油ガス）$ ：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

η ：ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

(3) ガスふろがま（給湯付のもの以外）

年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E（都市ガス）= 12000 /$$

$$E（液化石油ガス）= 5320 /$$

この式において、 $E（都市ガス）$ 、 $E（液化石油ガス）$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E（都市ガス）$ ：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$E（液化石油ガス）$ ：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

η ：ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

(4) ガスふろがま（給湯付のもの：自然通気式（16号未満）及び強制通気式（16号未満））

年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E（都市ガス）= 20500 /$$

$$E（液化石油ガス）= 9060 /$$

この式において、 $E（都市ガス）$ 、 $E（液化石油ガス）$ 及び η は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E（都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

E（液化石油ガス）：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

：ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

(5) ガスふろがま（給湯付のもの：自然通気式（16 号以上）及び強制通気式（16 号以上））
年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

E（都市ガス）= 33100 /

E（液化石油ガス）= 14600 /

この式において、E（都市ガス）、E（液化石油ガス）及び は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E（都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

E（液化石油ガス）：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

：ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

11 - 4 注意事項

年間の目安燃料使用量は、一世帯 3 人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

給水温度は年平均 15 とし、給湯温度は 40 に換算しています。

12 石油温水機器

12 - 1 表示事項

石油温水機器（令第 21 条第 15 号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者は、石油温水機器を販売しようとする場合には、当該石油温水機器に関する次の事項（暖房用のものにあつては、省エネルギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古の石油温水機器を販売しようとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安燃料使用量

12 - 2 遵守事項

(1) 12 - 1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 S 2070 に基づくものとする。

(2) 12 - 1 のロに掲げる年間の目安燃料使用量は、12 - 3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、小数点以下 1 桁未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとす。

(3) 12 - 1 のイ及び八に掲げる事項については、製品本体又はその近傍に表示することとする。

(4) 12 - 1 のロに掲げる年間の目安燃料使用量の表示に当たっては、販売場所において 12 - 4 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

12 - 3 年間の目安燃料使用量の算出方法

(1) 給湯用のもの

年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

E = 41200 /

この式において、E 及び は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間の目安燃料使用量（単位 リットル毎年）

：石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 14 年経済産業省告示第 435 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

(2) 浴用のもの

年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E = 15000 /$$

この式において、E 及び は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間の目安燃料使用量（単位 リットル毎年）

：石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 14 年経済産業省告示第 435 号）の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

12 - 4 注意事項

年間の目安燃料使用量は、一世帯 3 人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

給水温度は年平均 15 とし、給湯温度は 40 に換算しています。

13 電気便座

13 - 1 表示事項

電気便座（令第 21 条第 16 号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。）の小売事業者は、電気便座を販売しようとする場合には、当該電気便座に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気便座を販売しようとする場合には適用しない。

イ 多段階評価

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

13 - 2 遵守事項

- (1) 13 - 1 のイに掲げる多段階評価は、13 - 3 の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 13 - 1 のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格 A 4423 に基づくものとする。
- (3) 13 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金は、13 - 4 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 13 - 1 のイからハまでに掲げる事項については、別に定める様式により製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (5) 13 - 1 のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所において 13 - 5 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

13 - 3 多段階評価

日本工業規格 A 4423 に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

| 多段階評価 | 省エネルギー基準達成率 |
|-------|----------------------|
| | 188パーセント以上 |
| | 159パーセント以上188パーセント未満 |
| | 129パーセント以上159パーセント未満 |
| | 100パーセント以上129パーセント未満 |
| | 100パーセント未満 |

13 - 4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年経済産業省告示

第 288 号) の 3 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率(単位 キロワット時
毎年)

Z : 22 (単位 円毎キロワット時)

13 - 5 注意事項

年間の目安電気料金は、電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の 3 (1) に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては 4 人家族で 1 日当たり 12 回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量 (kWh/年) に 22 (円/kWh) を乗じたものであり、電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の 3 (2) に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては 4 人家族で 1 日当たり 16 回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量 (kWh/年) に 22 (円/kWh) を乗じたものであり、各御家庭の周囲温度、設定温度、節電機能や電力会社等によって異なります。

14 ジャー炊飯器

14 - 1 表示事項

ジャー炊飯器(令第 21 条第 19 号に掲げるジャー炊飯器をいう。以下同じ。)の小売事業者は、ジャー炊飯器を販売しようとする場合には、当該ジャー炊飯器の年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古のジャー炊飯器を販売しようとする場合には適用しない。

14 - 2 遵守事項

- (1) 14 - 1 により表示する年間の目安電気料金は、14 - 3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁(ただし、10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものとし、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (2) 14 - 1 により年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所において 14 - 4 の注意事項をあわせて情報提供することとする。

14 - 3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E 及び Z は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E : ジャー炊飯器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成 18 年経済産業省告示第 62 号)の 2 に規定する方法により算出したエネルギー消費効率(単位 キロワット時毎年)

Z : 22 (単位 円毎キロワット時)

14 - 4 注意事項

年間の目安電気料金は、炊飯器の最大炊飯容量ごとの平均的な使用実態(表参照)を基準に算出した年間消費電力量 (kWh/年) に 22 (円/kWh) を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

表 最大炊飯容量ごとの平均的な使用実態

| 最大炊飯容量 (L) | 炊飯回数 (回/年) | 1回あたりの炊飯 (保温) 精米質量 (g) | 保温時間 (時間/年) | タイマー予約時間 (時間/年) | 待機時間 (時間/年) |
|--------------|------------|------------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 0.54以上0.99未満 | 290 | 300 (2合相当) | 920 | 750 | 2,760 |
| 0.99以上1.44未満 | 340 | 450 (3合相当) | 1,540 | 1,190 | 2,990 |
| 1.44以上1.80未満 | 390 | 600 (4合相当) | 2,180 | 1,880 | 1,210 |
| 1.80以上 | 350 | | 2,420 | 1,000 | 2,150 |

15 電子レンジ

15 - 1 表示事項

電子レンジ（令第21条第20号に掲げる電子レンジをいう。以下同じ。）の小売事業者は、電子レンジを販売しようとする場合には、当該電子レンジの年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古の電子レンジを販売しようとする場合には適用しない。

15 - 2 遵守事項

- (1) 15 - 1により表示する年間の目安電気料金は、15 - 3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものと、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (2) 15 - 1により年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所において15 - 4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

15 - 3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：電子レンジの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第63号）の2に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z：22（単位 円毎キロワット時）

15 - 4 注意事項

年間の目安電気料金は、電子レンジの平均的な使用実態（表参照）、オープン機能の年間当たりの平均加熱回数31（回/年）及び年間当たりの待機時間6,400（時間/年）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

表 電子レンジ機能の平均的な使用実態

| 加熱メニュー | 実容器の種類 | 1回あたりの加熱質量 （g） | 年間あたりの加熱回数 （回/年） |
|---------|-----------|-------------------|---------------------|
| 冷蔵食品の加熱 | 大皿・丼（陶器） | 285 | 363 |
| 冷凍食品の加熱 | 大皿・丼（陶器） | 285 | 99 |
| 生ものの解凍 | 大皿・丼（陶器） | 245 | 55 |
| 冷蔵食品の加熱 | 中皿・茶碗（陶器） | 125 | 314 |
| 冷凍食品の加熱 | 中皿・茶碗（陶器） | 125 | 115 |
| 生ものの解凍 | 中皿・茶碗（陶器） | 125 | 13 |
| 飲み物の加熱 | コップ（ガラス） | 185 | 205 |

16 ディー・バイ・ディー・レコーダー

16 - 1 表示事項

ディー・バイ・ディー・レコーダー（令第21条第21号に掲げるディー・バイ・ディー・レコーダーをいう。以下「DVDレコーダー」という。以下同じ。）の小売事業者は、DVDレコーダーを販売しようとする場合には、当該DVDレコーダーの年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古のDVDレコーダーを販売しようとする場合には適用しない。

16 - 2 遵守事項

- (1) 16 - 1により表示する年間の目安電気料金は、16 - 3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものと、製品本体又はその近傍に表示することとする。
- (2) 16 - 1により年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所において16 - 4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

16 - 3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第290号）の3に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット毎年）

Z：22（単位 円毎キロワット時）

16 - 4 注意事項

(1) HDDのみを有するもの又はHDD及びVTRを有するもの

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日あたりの平均HDD録画時間（2時間）、平均HDD再生時間（1時間）、平均DVD動作時間（0.5時間）、平均待機時間（電子番組（表）データ取得時間を含む。）（20.5時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画時間、再生時間及び電力会社等によって異なります。

(2) VTRのみを有するもの

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日あたりの平均DVD動作時間（2時間）、平均VTR動作時間（1時間）、平均待機時間（電子番組（表）データ取得時間を含む。）（21時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に22（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画時間、再生時間及び電力会社等によって異なります。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。